

投稿規程二で示す原稿種別（一）～（五）の執筆においては、投稿規程に併せて本記事もご参照ください。あくまで会誌掲載における書式のモデルにすぎませんが、投稿・寄稿の際には各自で表記方法を統一するようお願いします。

なお、掲載が決まった段階で、編集委員会より表記方法についてお問い合わせする場合があります。

一 原稿の書式設定

1. デジタル原稿の場合…パソコンのワープロソフト（マイクロソフトWordや一太郎など）を用いた原稿執筆を推奨します。原稿種別の（一）から（四）までは一行全角二五字で、これら以外は全角二七字で、書式を設定します。

2. 手書き原稿の場合…四〇〇字詰めまたは二〇〇字詰めの縦書き原稿用紙をご使用ください。一マス一字、丁寧な楷書で記述願います。

3. 章立ての階層の表記…一、（一）、1の順となります。階層ごとに施す小見出しは、次のとおりに表示します。

（1）「はじめに」「おわりに」を含む一、二、…の章題は、二文字下げ、直前に一行空白を設けて入力します。

（2）節に相当する（一）、（二）、…の題は、全角一文字下げとします。章題に続けてすぐ掲げる（一）のみ空白行なしとし、それ以外の場合は直前に一行空白を設けて入力します。

（3）項に相当する1、2、…の題については、字下げなし、一行分スペースを空けずに入力します。

4. 注…本文中もしくは行間に（1）、（2）、…のように番号を順に示したうえで、本文末尾に列記します。出典の表記は原則的に、著者名、論文名または書名、掲載誌（巻号）または出版社、発行年、頁数の順に記載します。

5. 文字およびそのサイズ…漢字は、原則として常用漢字を使用し、必要に応じてルビを付します。文字サイズは、原稿種別（一）から（四）まで、本文・註とも一〇・五ポイントに、本文中（ ）内の文字や数字は章立て・註・図表・写真の番号と註の部分とを除き九ポイントになります。

6. 数字…漢数字を用い、原則として次のとおり表記します。

（1）万の位以上は単位語を入れます。四ケタ以下の金額・距離・法量・百分率・西暦年数などを表記する際は、

単位語は用いず例文の表記にします。

※例…一〇九万六三〇〇円／一〇・六km／二〇一四年

(2) 年号については、元号表記の場合、それぞれの初出箇所では元号と西暦を対照できるように必要に応じて丸括弧で補います。元号と西暦の順序は問いません。なお、年月日を表記する場合、原則十の位の表記には「十」を用います。

※例…天保八年（一八三七）二月九日／一九四六年（昭和二十一年）十二月二十五日

二 史料などの引用

史料などを本文中に複数引用する場合は、必要に応じて【史料1】【史料2】（明朝体）と番号を施して、引用文は全角二文字下げで記載します。併せて、本文との間には空白の行を入れません。

三 図・表・写真などの掲載指示

1. 原則…図・表・写真は、いずれにも表題・出典を明記し、必要に応じて説明文を添えてください。また、いずれにも挿入箇所を原稿余白に指定してください。
2. 掲載時の書式…図・表・写真などの資料を添付する場合は、種別ごと掲載順に番号を施したうえで、掲載位置

の指示を原稿に書き添えます。ただし、一つの種別で一点のみの場合、種別を表示するのみとし、番号まで施す必要はありません。掲載資料の表題について、図・写真

の場合は掲載資料の下に、表の場合は上に（典拠を含む注記は掲載資料の下に）、かつそれぞれ横はセンタリングで配置するのが学術で一般的となっています。なお、キャプションの字体について、表題はゴシック体で、典拠を含む注記は明朝体で、それぞれ設定します。

3. 本文中の番号表示…掲載資料の番号を本文中に示す場合は【図1】【表1】【写真1】（明朝体）などと表記します。

四 副題の表示方法

研究論著の副題は、原則的に「—〇〇〇〇〇—」のスタイルで表示します。ただし、外国語の研究論著を含め異なるスタイルを採用している資料を参考にする場合は、元資料のまま転記しても構いません。

五 デジタル原稿のテンプレート

ここまでのまとめになりますが、ワープロで執筆する場合は、以下のテンプレートどおり、文字の配列、注の表記などを行います。

(5) 同右、五二五頁。

(6) 前掲注(2) 丹治論文、三頁。

(7) (財) 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』資料

□編・近現代五 産業・経済二(県史シリーズ二九)(千

□葉県、二〇〇一年)第一部、二二頁。

なお、注のうち文のかたちでなく文献情報を挙げるの
みのもので、最後に句点を付けるか否かは、全体
で統一されていれればいずれでも構いません。

六 査読がつく原稿における投稿者名の表記

1. 原則…原稿種別(一)～(三) 論文・研究ノート・研

究動向・史料紹介・書評の投稿においては、投稿規程三
―2で、査読者が投稿者名を推定しうる拙稿・前稿・拙
著・自著などの表記、および記述を行わないことを求め
ています。投稿者が基礎的・前提論的な論文をすでに発
表していて、そこから発展させる旨を本会に投稿する場
合は、次のように工夫します。

「例」 平成太郎が投稿する場合

…この論点について、平成太郎は○○○宿の史料を分析し
○○○と、見通しを示した。⁽¹⁾それに対して令和花子は、◇

◇◇宿の史料を分析し◇◇◇◇と、異なる見解を述べて
いる。⁽²⁾そこで本稿では…

注

(1) 平成太郎「○○○○○○○○」(『○○○研究』第○○号、
二〇一八年)。

(2) 令和花子「◇◇◇◇◇◇◇◇」(『◇◇◇雑誌』第◇◇号、
二〇二四年)。

右のように、投稿前に公表済みの研究内容に関して、

主語(主体)を第一人称(筆者・私)から第三人称(第
三者が行ったような表現)に書き改めます。併せて、別
の研究者名を挙げるとき、氏などの敬称はつけません。

2. 例外…投稿で新たに公表することを述べる部分、ない
し自身の既発表論著・作品を注で一つも挙げない原稿の
場合は、主語を第一人称(筆者・私・評者)あるいは「本
稿」「本論」などと表記して問題ありません。

3. 付記…投稿規程の同じ項では、付記を投稿時に書き添
えないことも求めています。査読を経て掲載決定後、本
会編集委員会に提出する最終原稿に、投稿規程二で示す
原稿用紙枚数の範囲内で書き添えるのは構いません。

(二〇二六年四月一日「執筆要項」より改称・改訂)